

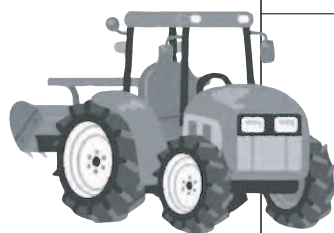
## 小型特殊自動車はナンバー登録が必要

農場、工場、工事現場などでのみ使用され、道路において運行されないものであっても、乗用装置を有し、次に該当する小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象となり、ナンバー登録が必要です。

構造・原動機	最高速度・大きさ	年税額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農耕トラクター</li> <li>・農業用薬剤散布車</li> <li>・刈取脱穀作業車</li> <li>・田植機 など</li> </ul>	最高速度 35 km/h 未満	2,400円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォークリフト</li> <li>・シヨベルローダ</li> <li>・タイヤローラ</li> <li>・ロードローラ</li> <li>・グレーダ</li> <li>・ロードスタビライザ など</li> </ul>	長さ 4.7 m、 幅 1.7 m、 高さ 2.8 m 以下 最高速度 15 km/h 以下	5,900円

手続きの際は、所有者・使用者の印鑑、販売（または譲渡）証明書など、本人確認ができるもの（運転免許証など）を持って、申請してください。

問・申請 (市) 税務課 管理係  
 (市) 吉川支所 市民生活課



## 個人事業税の納税

個人事業税は所得・住民税とは別に個人で事業を行う方にかかる税です。最寄りの銀行・郵便局などの金融機関で納めてください。また、納税には便利な口座振替制度も利用してください。



県では、第2期分の納付書を第1期分の納税通知書と合わせて送付しています。

▼納付期限  
 第1期分 8月31日(金)  
 第2期分 11月30日(金)

問(県) 加東県税事務所  
 ☎079514215111

## 若年者を新たに雇用する事業所を支援

若年者の正規雇用を積極的に取り組む市内事業所を支援し、若年者の雇用を促進するため若年者雇用促進助成金を支給します。



- ▼対象事業者 (全ての要件を満たす事業者)
  - ・市内に住所があり、市内に主たる事業所がある個人または法人で、1年以上市内で事業を営んでいる
  - ・市税を滞納していない
  - ・対象若年者を新たに正規雇用している
- ▼雇用する若年者の要件 (全ての要件を満たす方)
  - ・市内に住所があり、雇入れ開始日において40歳未満
  - ・雇入れの日から6カ月を経過し、次年度も引き続き正規雇用見込み

- ▼助成限度額
  - ・1事業所あたり50万円（1人あたり10万円）
- ▼申請期間
  - ・雇入れの日から6カ月を経過した日から3カ月以内
- ▼申請方法
  - ・必要書類を市役所2階商工振興課に持参し、申請してください。
  - ・雇用契約書または雇入れ通知書などの写し・住民票の写し
  - ・雇用保険被保険者資格取得等確認書の写し
  - ・詳しくは問い合わせください。

問・申請 (市) 商工振興課 商工振興係

## 市内中小企業の先端設備等導入を支援

認定を受けた市内の中小企業は、償却資産に係る固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする特例や国の補助金の優先採択などの支援措置を活用できます。



- ▼対象設備
  - ・機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備
- ▼申請方法
  - ・必要書類を持参し、市役所2階商工振興課に申請してください。

申請にあたっては、中小企業サポートセンターの相談、助言、書類の確認などを受けてください。対象など詳しくは市ホームページで確認するか(市)商工振興課に問い合わせください。

問・申請 (市) 商工振興課 商工振興係

## 三木税務署からのお知らせ

- ▼消費税及び地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付
  - 個人事業者の方で、平成29年分の確定消費税額（地方消費税額は含まない）が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。
- ▼申告・納付期限 8月31日(金)
- ▼振替納税利用時の振替日 9月27日(木)
- 詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) または税務署で確認してください。
- 問 三木税務署 ☎82-0501



こちらからホームページをご覧ください



## 特許・実用新案・意匠権の取得を支援

市では、中小企業が特許権などを取得する際に負担する費用の一部を助成しています。

- ▼対象者 (全ての要件を満たす方)
  - ・市内に主たる事業所があり、引き続き1年以上事業を営んでいる
  - ・特許などの出願内容が産業振興に寄与する
  - ・市税を滞納していない
- ▼対象となる権利
  - ・特許権、実用新案権、意匠権
- ▼対象範囲
  - ・国内・国際出願
- ▼対象経費
  - ・出願手数料、弁理士などに支払う手数料、図面作成費、翻訳料、外国通信費
- ▼補助率
  - ・対象経費の2分の1（上限15万円）
- ▼申請に必要なもの
  - ・交付申請書（市ホームページから印刷）
  - ・出願に係る書類の写しと出願が受理されたことが確認できる書類
  - ・対象経費の明細書と領収書の写し
- ▼申請方法
  - ・出願を行った日から1年以内に市役所2階商工振興課に申請（持参のみ）してください。

問・申請 (市) 商工振興課 商工振興係



**お盆のお花、おまかせください**

仏花 墓花 菊花セット 供花フラワーアレンジ

ご予算に合わせたご予約も承ります、お気軽にお電話ください。

お盆期間(8月4日から15日まで)  
朝9時より営業、月曜日も営業します

フラワーショップ **ひまわり**

三木市別所町東這田1-108 ☎60-2803 (朝10時～午後6時)

広告